

35344

山口県

平生町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 市町村名 | 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|------|--|----------|---|----------------|------|
| | 投下固定資本額 | 従業員（人以上） | | | |
| 平生町 | 町内全域（半島振興対策実施地域） ①製造の事業、旅館業、農林水産物 等販売業、情報サービス業 ②資本金 ・1,000万円以下 500万円以上 ・1,000万円超～ 5,000万円以下 1,000万円以上 ・5,000万円超 2,000万円以上 | — | 不均一課税 (半島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 | 固定資産税 の一定割合 | 3年間 |
| | 佐合島（離島振興対策実施地域） ①製造の事業、旅館業 ②資本金 ・5,000万円以下 500万円以上 ・5,000万円超 ～1億円以下 1,000万円以上 ・1億円超 2,000万円以上 | — | 不均一課税 (離島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 | 固定資産税 の一定割合 | 3年間 |
| | ①農林水産物等販売業、情報サービス業 ②資本金 500万円以上 | | | | |

| | | | | |
|--|----------------------------|--|---------------------------------|-------------|
| <p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円（中小企業 1,900 万円）以上のもの</p> | <p>新規雇用 5 (中小企業 2)</p> | <p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.07/100 2年度 0.462/100 3年度 0.924/100</p> | <p>固定資産税 の一定割合</p> | <p>3年間</p> |
| <p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合（一部の太陽光発電設備を除く）</p> <p>対象設備 機械装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具備品、建物付属設備</p> | <p>—</p> | <p>課税標準ゼロ (生産性向上特別 措置法)</p> | <p>固定資産税 (償却資産 が対象)</p> | <p>3年度間</p> |